

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 の一部を改正する法律の概要

概要

法施行後、一定の効果をあげているが、食品産業の「川下」に位置する小売業などの食品関連事業者の取組が低迷していることから、これらの食品関連事業者に対する指導監督の強化と再生利用等の取組の円滑化措置を講ずる。

改正の内容

1．食品関連事業者に対する指導監督の強化

(1) 食品関連事業者に対する定期報告義務の創設

食品廃棄物等の発生量が一定規模以上の食品関連事業者は、毎年度、主務大臣に定期報告を行う措置を創設する。(新設)
(第9条第1項関係)

(2) フランチャイズチェーン事業を展開する食品関連事業者のあり方

フランチャイズチェーン事業を行う食品関連事業者の食品廃棄物等の発生量に、その加盟者において生じる発生量を含めて多量発生事業者であるかを判定する。(新設)
(第9条第2項関係)

2．食品関連事業者の取組の円滑化

再生利用事業計画(食品廃棄物由来の肥飼料により生産された農畜水産物を食品関連事業者が引き取る計画)が主務大臣の認定を受けた場合、一般廃棄物に係る収集運搬の許可を不要とする。
(第19条及び第21条関係)

3．その他

再生利用等の手法に「熱回収」を追加する。(新設)

(第2条第6項関係) など

施行日

平成19年12月1日